

処 分 基 準

平成27年12月 1 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の8第1項
処 分 の 概 要：教習射撃場の指定の解除、教習修了証明書の交付禁止
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第1項～第3項（教習射撃場の指定等）、同第9条の5第5項（射撃教習）、同第9条の6（教習用備付け銃）、同第9条の7第2項～第5項（教習用備付け銃の管理）、同第9条の8第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第61条（教習射撃場の指定の解除）、同第62条（教習修了証明書の交付の禁止）
処 分 基 準： 法第9条の8第1項各号の事由につき、当該違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、解除等の処分を量定する。 なお、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条第1号の「必要な知識」とは、教習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、射撃場の運營業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。
問 い 合 わ せ 先： 警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・危険物係（電話0952-24-1111 内線3036） 所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：